

令和8年度県民グループ企画支援事業助成金審査要領

1 審査方針

令和8年度県民グループ企画支援事業実施要領に定める事業に基づき助成金対象者を審査する。

2 審査方法

応募者から応募申請書及び実施計画書が提出された際には都度書面審査会を開催し、書類の審査により採択者を決定する。

事業の内容について、この審査要領に定める評価基準により総合的に評価を行い、助成金対象者を決定するものとする。なお、必要に応じて当該応募者へのヒアリングを実施する。

3 審査会及び審査員

(1) 審査会は、男女参画・女性の活躍推進課長、男女参画・女性の活躍推進課副課長、佐賀県立男女共同参画センター館長による審査員3名で構成する。

(2) 審査会の会長は、男女参画・女性の活躍推進課長が務める。

(3) 審査会は、書面での開催に代えることができるものとする。

(4) 審査会は、審査員の2名以上の参加がなければ開催できないものとする。

4 評価基準

評価基準は別表「評価基準及び評価計算」のとおり。

5 審査結果及び補助対象事業者の決定

(1) 審査結果は、審査会の会長が、評価基準ごとの各審査員の評点総計の合計点をふまえ、審査員の意見を聴取し予算の範囲内において助成金対象者を決定する。

(2) 審査対象者の合計点が、評点総計の6割(300点×6/10=180点)に満たない場合は、助成金対象者としては選定しない。

(3) 審査結果は、応募者に対し、書面により助成金対象者としての採否を通知する。

(4) 助成金の交付は、佐賀県助成金等交付規則をはじめ関係する諸規定に基づき、必要な手続き及び審査を経て決定するものとする。

別表 評価基準及び評価計算

項目		得点配分		評点
事業内容に対する評価	○ 男女共同参画の視点が明確であり、男女共同参画の推進につながる取組であるか。	20	55	0～20
	○ 事業内容に具体性や実現性があり、事業計画期間内に完了することが確実であるか。	15		0～15
	○ ターゲットは明確に整理されているか。	10		0～10
	○ 実施しようとする事業の経費の算定及び事業規模、使途は適切か。	10		0～10
業務遂行体制に対する評価	○ 準備から企画実施、実績報告まで、団体が主体的に実施できる体制であるか。	10	30	0～10
	○ 関係団体等との連携が図られており、円滑な事業実施が見込めるか。	10		0～10
	○ 企画内容及び経費見積もりが具体的で実施可能であるか。	10		0～10
事業の継続性に対する評価	○ 事業の継続性が担保できているか。	15	15	0～15
合計		100		0～100